

仕 様 書

1 業務名

令和7年国勢調査 岡山市北区審査事務労働者派遣業務（単価契約）

2 業務内容

（1）調査書類の審査事務

① 調査書類の検査

書類数や破損、汚損等の確認

② 調査書類の記載内容確認

③ 調査書類の補筆、訂正等

記入漏れ、記入誤り等の調査書類の補筆、訂正

破損、汚損等の調査書類の転記

（2）その他、上記（1）に付随する業務

3 責任の程度

（1）権限の範囲：調査書類の審査事務に関する範囲内

（2）トラブル・緊急対応：なし

（3）成果への期待・役割：調査書類の正確な審査および円滑な事務遂行

（4）所定外労働：なし

（5）その他：

4 就業場所

令和7年国勢調査 岡山市北区審査会場

岡山市北区春日町5番6号 岡山市勤労者福祉センター 4階

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎 1階

5 組織単位

岡山市北区役所総務・地域振興課（総務・地域振興課長）

6 派遣期間

契約日から令和8年2月6日まで

ただし、契約日から令和7年12月5日（金）までは、派遣準備が整った者から順次派遣を開始することとし、令和7年12月8日（月）からは第9項（派遣人数）で示す6人体制を構築するものとする。

7 休日

岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条第1項に規定する市の休日

8 就業時間

(1) 通常勤務

①就業時間

午前 9 時から午後 5 時まで

②休憩時間

午後零時から午後 1 時まで

(2) 時間外勤務

時間外勤務を命じない。

9 派遣人数

(1) 1 日当たり 6 人とする。

(2) 契約日から令和 7 年 12 月 5 日（金）までは、派遣準備が整った者から順次派遣を開始することとし、令和 7 年 12 月 8 日（月）からは 6 人体制を構築するものとする。

(3) 業務の期間中は当該事務未経験者が勤務日前日（前日が休日等派遣を要しない日に該当する場合はその前日）の派遣人員の半数を超えないものとし、派遣期間中は、できるだけ同じ者を派遣するよう配慮すること。

ただし、契約日から令和 7 年 12 月 5 日（金）までの段階的な派遣開始期間については、この制限を適用しないものとする。

10 予定総時間数

(1) 通常勤務 2,226.00 時間以内

(2) 時間外勤務 なし

11 派遣労働者の条件

(1) 適切な接遇マナーおよび公務対応の基本を身に着けた者を派遣すること。

(2) 派遣期間中はできるだけ同じ者を派遣するよう配慮すること。

(3) 無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定する。

(4) 協定対象派遣労働者に限定しない。

12 秘密保持等について

派遣元及びその派遣労働者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守するとともに、この業務の実施において知り得た事項については、他に漏えいし、又は他の目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後においても同様の義務を負うものとする。

(1) 派遣元は、その派遣労働者に対し、その派遣の前において、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。

(2) 派遣元は、その派遣労働者に対し、個人情報を不正に取扱った場合の罰則適用（個人情報保護法第 176 条及び第 180 条）について、周知しなければならない。

(3) 派遣元は、その派遣労働者に対し、個人情報の漏えい等の事故が派生したとき又は個人情報の取扱いに関する疑義若しくは問題が起きたときは、軽重を問わず直ちに派

遣先及び派遣元に報告するよう、徹底させなければならない。

13 その他

第4項（就労場所）に示す北区審査会場では、岡山市で採用している会計年度任用職員も審査事務に従事しているため、円滑に業務が進められるよう、派遣労働者、会計年度任用職員が互いに協力し、良好な関係を築くよう努めること。